



Title	北宋陝西地域の将兵制と地方統治体制
Author(s)	伊藤, 一馬
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2012, 46, p. 1-25
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/27226
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

北宋陝西地域の将兵制と地方統治体制

伊藤 一馬

キーワード…北宋、将兵制、陝西地域、将官、堡寨

はじめに

十世紀後半に成立した北宋（九六〇～一二七〇年）は、唐末五代以来の動乱を収めて中国（China Proper）の再統一を達成すると前代の藩鎮跋扈の弊害に鑑み、成立当初より軍事政策における中央集権・強幹弱枝政策の推進に努めた。このような政策は、諸藩鎮の軍事力を都・開封に集めて皇帝直轄の禁軍としたり、各地へ派遣する部隊も定期的に交替させる更戍制を行うなど、辺防の充実に努めたものではなく、地方における軍事力の定着ならびに軍事司令官と軍事力の密着を防止することが目的であった。^{（1）}

ところが一方で、中国の再統一を達成した北宋は、五代期より中原王朝の脅威であった遼（契丹）と直接対峙する必要があり、また西方で興起した西夏（党項）や南方で独立した大越（前黎朝・李朝）にも対処しなければならなかった。これらの勢力と対峙する地域は、北宋一代を通じて「三方の急」として軍事的に重要視されていた【金成奎二〇〇〇】。遼との間では燕雲十六州をめぐる軍事衝突が頻発していたが、一〇〇四年に澶淵の盟が成立す

ると、両者の間に長期的な安定がもたらされた。⁽²⁾その後、北宋の軍事的な重心は西夏と対峙する陝西地域へ移り、陝西地域における対西夏政策としての軍事体制の整備が、北宋の国策における重要な課題となっていく。

このような状況下、陝西地域では文臣の経略安撫使が統轄する軍事路の設置、⁽³⁾各軍事路に軍事単位「将」を複数編制して常駐させる将兵制の実施などが行われる。⁽⁴⁾これらの施策は、地方に民政・軍事双方で強大な権限を有する指導者や、地方に定着・常駐して軍事行動に従事する軍事力を出現させるものであり、画期的な政策であると言える。

将兵制は、仁宗期に西夏の李元昊が大軍で北宋に侵攻して勃発した宋夏戦争（一〇三八―一〇四四年）に際して、対西夏防衛の責任者の一人として派遣された范仲淹が編制した六つの「将」を嚆矢とする。⁽⁵⁾以後、「将」は陝西地域における軍事体制の中核となり、仁宗期から神宗期の陝西情勢の変化とともに展開し、領域拡大政策である熙河経略の後、熙寧七・八年（一〇七四・一〇七五）に全面的な軍事体制の再編として将兵制が整備された「伊藤二〇一一、五一―五三頁」。将兵制の目的は、軍事力の常駐、訓練の徹底、軍事力運用の効率化や冗兵・冗費の解消、治安維持の強化などが挙げられる。この将兵制は、神宗期に続く哲宗元祐年間（一〇八六―一〇九三年）に司馬光や蘇軾ら旧法党からの批判や廃止要求を受けたものの、⁽⁶⁾陝西地域においては北宋最末期―南宋最初期という時期にいたるまで維持されており、⁽⁷⁾将兵制が深く根付いていたことが分かる。

対西夏前線に当たる陝西地域では、特に仁宗期の宋夏戦争以降、経略安撫使が馬歩軍都部署ならびに治所府州の知府・知州を兼任し、軍政官である鈐轄や都監も知州を兼任することがあった。すなわち、陝西地域の地方統治において軍事と民政は不可分であったのである。将兵制についても、陝西地域の地方統治における位置付けを明らかに

にしていく必要があると思われる。しかしながら、將兵制の基本単位である「將」の性格や、官僚体制上における將官の位置付けなどについて、不明確な点が多いのも現状である。

そこで本稿では、まず、「將」の性格を明らかにし、地方統治体制における「將」の役割を考察する。次に、將官の官僚体制上における序列を明確にするとともに、その職掌にも触れる。その際に、先行研究で將官に職掌を奪われる形で変貌を遂げたとされる鈴轄や都監と將官との関係についても検討する。以上を通じて、將兵制を地方統治体制に位置付け、北宋後期の陝西地域における地方統治体制の全体像解明に向けた一助としたい。

一 「將」の性格と役割

(一) 「將」の性格

將兵制の施行によって各路に編制された「將」の性格をめぐっては、「軍団」〔吉田一九四一、二〇六頁〕、「訓練単位」〔羅球慶一九五七、二四五頁〕、「部隊編制単位」〔王曾瑜一九八三、一〇七頁〕や「訓練区」〔金毓黻一九九一、四八頁〕、「軍区」〔金成奎二〇〇〇、一二六頁〕などと表現されている。⁽⁸⁾これらの表現が、必ずしも一致した「將」の性格を示していないことは一見して明らかである。

將兵制の嚆矢とされる范仲淹による六將の編制以降、陝西地域における軍事行動は「將」を単位として行われ、神宗熙寧年間（一〇六八―一〇七八年）の対西夏戦争や熙河経略では「將」が中核を担っている。熙河経略後の陝西地域は依然として臨戦体制にあり、熙河経略に活躍した武將や部隊を各拠点に駐屯させ、軍事体制の再編制として將兵制が成立した。すなわち、成立当初の將兵制において、「將」は軍団としての性格が強かったと言える。

続く哲宗元祐年間には、宣仁太后の垂簾聽政のもとに旧法党が權力を握り、対外消極政策に転じる。哲宗即位直後より司馬光や蘇軾による將兵制批判ならびに廃止要求がたびたび繰り返されたが、廃止が議論された形跡は窺えず、部分的な修正にとどまっていたという。北宋が再び対外積極政策に転ずるのは、宣仁太后が亡くなり哲宗の親政が開始されてからである。

哲宗親政期すなわち紹聖・元符年間（一〇九四～一一〇〇年）には、陝西地域において「開辺策」と呼ばれる領域拡大政策が採られた。この開辺策は、対象とする地域や交通の要衝に部隊を進出させ、まず堡寨を築いて拠点とし、北宋の統治体制に組み込むものである。⁽⁹⁾ 哲宗親政期には、開辺策に基づいて各所に堡寨を建造して領域の拡大に成功する。そして、ここで注目されるのは、開辺策によって新たに北宋の統治体制に組み込まれた地域に、「將」が新設されていることである。

開辺策にともなう陝西地域に新設された「將」は、涇原路第十一將、涇原路第十二將、涇原路第十三將、熙河路第六將もしくは第七將、熙河路第八將、熙河路第九將である。また、河東路第十三將の新設にともない、河東路第九將では改編が行われている。これら新設の「將」は、その性格をさぐる手がかりとなる。例えば、元符二年（一〇九九）に新設された涇原路第十三將については、次のように述べられている。

一、涇原路第十三將を勑置し、應て西安州・天都・臨羌寨の漢蕃の兵馬は並びに本將に隸きて訓練を管轄し、正將は西安州の知州をして兼ねしめ、その副將は天都寨に駐劄せしめ、仍お同に共せて西安州及び兩寨の地分を管認せしむ。『統資治通鑑長編』（以下、『長編』）卷五〇八、哲宗元符二年の条



【地図】北宋後期の陝西地域（譚其驤（主編）『中国歴史地図集 第6冊 宋・遼・金時期』を基に作成）

西安州・天都寨・臨羌寨は、南牟会・灑水平・秋韋川にそれぞれ建造された堡寨に賜名され、西安州には七千、天都寨・臨羌寨には三千ずつの兵力が配置されていた。⁽¹⁰⁾これによれば、涇原路第十三将は西安州・天都寨・臨羌寨に配置された兵力と、それらの地域も管轄していることが分かる。また、涇原路第十三将の正将は知西安州が兼任し、副将は天都寨に駐屯している。すなわち、涇原路第十三将は複数の堡寨ならびにそこに配置された兵力を管轄していたのである。

このほか、紹聖四年（一〇九七）八月に新設された涇原路第十一将は平夏城と靈平寨を、元符元年（一〇九八）六月に新設された涇原路第十二将は通峡寨・盪羌寨・九羊寨を管轄下に置いていた。⁽¹¹⁾また、熙河路第九将では正将が湟州に、副将⁽¹²⁾が寧塞城にそれぞれ駐屯していた。⁽¹²⁾さらに、河東路では元符二年八月に第十三将を新設して晋寧軍

の領域内にある通秦寨・寧河寨・彌川寨を管轄させ、正将を寧河寨、副将を彌川寨に駐屯させた。第十三将の新設と同時に第九将の改編も行われ、葭蘆寨・吳堡寨・神泉寨・烏龍寨を管轄し、正将が葭蘆寨に、副将が烏龍寨に駐屯することとなった。⁽¹³⁾

以上によれば、開辺策によって新設されたこれらの「将」は、複数の堡寨を管轄下に置いていたことが共通点として指摘でき、正将と副将とが異なる拠点に駐屯していたことや、正将が知州や知軍を兼任するケースもあったことも分かる。

「将」が複数の堡寨などを管轄下に置いていたことは、「宋西北文書」からも確認することができる。「宋西北文書」は二〇世紀初頭にロシアのコズロフ探検隊が黒水城遺址から発見・将采した一〇九件の文書群で、時期的には北宋宣和年間（一一一九―一二五年）から南宋建炎四年（一一三一）、すなわち北宋末期から南宋最初期に属す。内容は鄜延路を中心とする軍事に関わるものがほとんどで、すべて鄜延路第七将の官司に保管されていたと考えられる。⁽¹⁴⁾ そのうち、徳靖寨から鄜延路第七将に送られた次のような文書がある。⁽¹⁵⁾

「宋西北文書」一〇九―一四文書⁽¹⁶⁾

- 1 徳靖寨
- 2 准華池寨牒、准合水縣牒、當縣於今月初二日
- 3 制置待制到縣止宿、未知經由去處。請照會、
- 4 更切關報前路者。

5 右、謹具申

6 第七將。謹状。

7 建炎二年十二月 日 承信郎權德靖寨兵馬監押劉 廣「從軍」状

8 從義郎權知德靖寨呂「敦禮」

9 「初五日」 ○（押字） ○（押字）

10 「初五日」 ○（押字） ○（押字）

（訳文）

德靖寨

華池寨からの牒式文書によれば、「受領した合水県の牒式文書によれば、『本県は、今月（『建炎二年十二月』）二日に制置・待制（『王庶』）が県に到着し宿泊したものの、『宿泊後の』経過や行き先は分からない。『王庶の所在を』照会し、さらに『華池寨より』先々へ『この件を』報告するよう、切にお願いしたい』」とのことであった。

右「のことがらについて」、謹んで具さに第七將に上申する。謹んで状す。

建炎二年十二月 日 承信郎權德靖寨兵馬監押劉 廣（從軍中につき不在）状す

從義郎權知德靖寨呂敦礼

赤木氏によれば本文書は統属関係にある官司間で使用される上申文書の「申状式文書」である。⁽¹⁷⁾「宋西北文書」には他にも金湯城・徳靖寨、通慶城に駐屯する鄜延路第七副将から鄜延路第七将に送られた文書があるが、⁽¹⁸⁾それらはすべて申状式が使用されており、金湯城・徳靖寨・通慶城が鄜延路第七将の管轄下にあったことが分かる。

以上のように、「将」は管轄下にある複数の堡寨などの拠点、およびそこに配置されている兵力・人員から構成されていたことが明らかである。それでは、このような「将」は陝西地域の地方統治においてどのような役割を担っていたのだろうか。

(二)「将」の役割

本節では地方統治体制における「将」の役割を検討したい。まず、「将」の指揮官である将官がどのように堡寨や兵力・人員を管轄していたのかを見る。

紹聖の間に至り、樞密院言えらく、「往時軍士法を犯すに、将官は専ら決遣するを得れば、故に事の留滞する無し。州縣官軍事に預かりて自り以來、動もすれば牽制せられ、自ら裁くを得ざることも多し。欲すらくは仍お舊法に依り、及び諸軍の除轉排補は並びに將司に隸かしめ、州縣は輒りに預かるを得るを無からしめんことを。其の屯駐の在る所に非ざれば、當に將・副の巡歴を俟ちて之を決し、餘は訓練官に委ねて行わん。」詔して之れに従う。『宋史』卷一八八、兵志二、禁軍下」

この史料には注目すべき点が二つある。ひとつは、正将や副将が各拠点を「巡歴」していることである。すなわ

ち、將官が各拠点を巡回して管轄範囲を管理していたことが分かる。もうひとつは、「將司」という語が見えることである。この將司は、「將」の官署を意味し、⁽¹⁹⁾「將」が機関として機能していたことが窺える。

つまり、「將」とは複数の堡寨などの拠点ならびにそこに配置された兵力・人員から構成され、各拠点を將官が巡回して管轄していたのである。この將官が巡回する範囲が、各「將」に設定された管轄区域であり、「將」とは管轄区域すなわち軍区内の軍政を統轄する機関であったと言える。

次に、「將」と堡寨、「將」と民政組織との関係に着目したい。堡寨は、陝西地域の各地に大量に建造された軍事施設である。その規模や立地条件は多様であり、それに応じて機能・役割も多岐に亘っているが、対西夏戦略において極めて重要な役割を担っていた。⁽²⁰⁾「將」はこのような堡寨を管轄下に置いていたのであり、そのことはすなわち、堡寨の担っていた役割や機能を統轄していたことを意味する。堡寨は、西夏軍に備える防衛拠点のみならず、軍糧などの物資供給の拠点、あるいは交易の拠点などとしての機能も有していた。さらに、北宋に帰属する熟戸の統治のための拠点としての役割もあつた。⁽²¹⁾すなわち、堡寨は軍事にとどまらない役割を有しており、それを統轄する「將」も単なる軍事にとどまらず、地方統治における役割も期待されていたと言える。

また、民政組織である州や軍との関係については、涇原路第十三將の正將を知西安州が兼任していたように、知州や知軍が將官を兼任するケースが頻見される。特に陝西地域や河東地域にその事例が多く見られる。⁽²²⁾このことは、陝西地域において、將官に期待されている役割と知州や知軍の役割が截然と分けられるものではないこと、換言すれば軍事と民政が不可分であり密接に対処すべきことであつたことが分かる。さらに、「將」と州・軍の関係を窺わせるものとして、次のような史料がある。

丁亥、詔して綏德城もて綏德軍と爲し、並びに元と第二將・第四將の所管に係る暖泉・米脂・開光・義合・懷寧・克戎・臨夏・綏平寨、青澗城、永寧關、白草・順安寨を將て、並びに本軍の管轄に隸かしめ、兩將の主簿を以て曹官と爲し、通判官各おの一員を添置す。知城を改めて知軍と爲し、朝廷の選官に従う。皆な呂惠卿の奏請を用うるなり。『長編』卷五一八、元符二年十一月丁亥の条」

この史料によれば、もともと鄜延路第二將と第四將の管轄下にあつた諸堡寨が、綏德城の綏德軍への昇格にともなつて、綏德軍の管轄下に移つたことが分かる。すなわち、堡寨を管轄する役割を「將」のみが担っていたわけではないこと、「將」と州・軍の役割が大差なかつたことが窺われる。

そもそも、対西夏前線に当たる陝西地域は、軍事前線であることはもとより、蕃部が散居する蕃漢雜居の地でもあつた。陝西地域の安定的な統治、ならびに対西夏戰略において、蕃部の招撫や軍事的な利用は重要な課題でもあつた。それを反映して、陝西地域では知州や知軍に軍事のみならず蕃情にも通じた武臣が多く起用されていたのである。將兵制以前は、鈐轄や都監などが知州・知軍を兼任していたが、將兵制以後は將官による兼任が増加したと言える。堡寨を管轄下に置き、地方統治において軍事にとどまらない役割を期待されていた「將」の指揮官として、それは至極当然のことと言えるよう。

以上のように、陝西地域の「將」は複数の堡寨ならびにそこに配置される兵力・人員から構成され、軍区的な管轄区域を有する性格の機関として機能していたと言える。さらに、その役割は軍事にとどまらず、陝西地域の統治体制において、民政とも不可分なものとして期待されていたのである。

二 官僚体制における将官の位置付け

(一) 将官の序列

范仲淹が宋夏戦争に際して六将を編制した際、その指揮官には全て都監が任命されていた。都監の上位に位置する鈴轄や副都部署は、複数の「将」の部隊が出撃する際に、各将の指揮官である都監同士の無用な軋轢を防ぐため、その全体を統轄するように求められていた。その後、仁宗皇祐年間（一〇四九―一〇五四年）や英宗期（一〇六四―一〇六八年）に入ると、「将」の指揮官には鈴轄や副都総管（英宗の諱を避けて副都部署を改名）も任命されるようになった。これは、鈴轄や副都総管の地位が低下したのではなく、「将」の規模が拡大したために責任が増したことが背景として考えられる〔伊藤二〇一一、五〇頁〕。

神宗熙寧年間の西夏軍の侵攻への対処や熙河経略などの軍事行動において、「将」の軍馬は中核として活躍した。この間、都監や鈴轄はもとより知州や知軍、知城なども「将」の指揮官に任命されており、都監や鈴轄・副都部署などに限られていなかったようである。その後、熙寧七・八年に軍事体制の全面的な再編制として将兵制が整備されると将官の任用に関わる記述が見える。例えば、熙寧七年九月に河北地域の三十七将を編制した際には、「其の開封府界・河北・京東西路は三十七將副を置き、嘗て戰陣を経たる大使臣を選び訓練を專掌せしめ」とあり、大使臣を将官に任用するよう述べられている。また「凡そ將副は皆な内殿崇班以上、嘗て戰陳・親民を歴たる者を選び充て、且つ監司に詔して奏舉せしむ」とあるように、⁽²⁴⁾将官は内殿崇班を任用するよう述べられる。

大使臣とは、正八品から正七品の武官を帯びた武臣を指し〔小岩井一九八二／梅原一九八五／友永一九八八〕、

表 将兵制成立当初の将官の差遣例

熙河路の将官 (熙寧八年三月)	都鈴轄・鈴轄・都監・巡檢	『長編』巻261
秦鳳路の将官 (熙寧八年閏四月)	副都総管・鈴轄・熙河路訓練軍馬・蕃官 都巡檢・駐泊都監	『長編』巻263
環慶路の将官 (熙寧八年五月)	副総管・都鈴轄・鈴轄・都監・知大順城・ 慶州北路都監巡檢	『長編』巻264
涇原路の将官 (熙寧八年五月)	副総管・鈴轄・都監	『長編』巻266
安南道行營の将官 (熙寧九年正月)	涇原路鈴轄・熙河路鈴轄・秦鳳路都監兼 知甘谷城・権発遣通遠軍・鄜延路都監・ 権環慶路都監権発遣豊州	『長編』巻272

この大使臣に内殿崇班も含まれている。陝西地域の将官について直接的に述べるものではないが、この二つの史料から、将兵制成立当初の将官に、大使臣すなわち正八品から正七品の武臣が任用されるよう規定されていたことが窺えよう。ただ、ここで規定されているのは寄禄官であって、差遣ではない。熙寧七・八年における陝西各路の将官の差遣を見れば、依然として都監・鈴轄・副都総管に加え、知州・知軍・知城なども含まれているのである〔表〕。

すでに触れたように、神宗期に続く哲宗元祐年間には、宣仁太后の垂簾聴政のもとで旧法党が政權を握り、将兵制の廃止が要求された。結局将兵制の廃止が議論されたことは史料中に窺えないが、ここでは司馬光や蘇軾らが指摘した将兵制の問題点に着目したい。これについては羅球慶氏が整理しているが、特に注目されるのは将官による地方権力の侵害と、「設官重複」である。この二つは、各路の兵力を「将」に分けて編制し、新たに将官が指揮官として管轄することで、従来は軍政官として兵力を管轄していた都監・鈴轄・副都総管や知州・知県などが管轄すべき兵力を失ってしまうこと、そのような職責を失ってしまったにもかかわらず依然として将官と並存しており冗費の要因で

あるということを意味している。

ここで、神宗期の将兵制成立当初における将官の任用状況をもう一度確認しておきたい「表」。それぞれの差遣に着目すれば、各路の第一将に副都総管が任命されているほか、都監や鈐轄（都鈐轄）が多く将官となっており、さらには都巡檢や知城も見える。また、神宗期の対大越戦争に際して組織された安南道行營に派遣された陝西・河東・河北地域の将官には權發遣豐州や權發遣德順軍などの差遣も見える。これらの事例は、将官の任用が多様であるとともに、司馬光らが指摘していたように将官によって従来の軍政官や州県官が管轄すべき兵力を奪われていたとは一概に言えないことを示している。

将兵制成立以降の将官と従来の軍政官との関係については、渡邊久氏が次のように整理している。各路に編制された「将」の指揮官に都監などが任命されることで駐泊都監や州都監は影を潜め、正将が路分都監と、副将が州都監と同等とされ、将兵制の中に都監などの軍政官が発展的に解消されたという。また、路分都監が将官を兼ねることで統制上の矛盾も生じ、哲宗元祐年間には都監の任務が独立してあるべきともされていた。最終的に都監は大幅に減員され、駐泊都監や州都監は実質的な廃止状態となり、彼らの職務が将官に継承されていくことになる「渡邊一九九四、四六―五一頁」。

以上によれば、将官と都監・鈐轄などの軍政官の間の区別が非常に曖昧であり、将官の官制上の位置付けも明確であったことが窺える。元祐年間においてそれらは問題視されていたものの、正将が路分都監と同等とされるなど、依然として曖昧なままであったと言える。このような将官と軍政官との間の官制上の位置付けや職掌の区別が明確になっていくのは、哲宗の親政期すなわち紹聖・元符年間に入ってからである。

紹聖三年、「詔して諸路の將副の序位、路分都監の下に在らしむ⁽²⁵⁾」とあるように、將官が路分都監の下位に明確に位置付けられた。また、將官を含む武臣の昇進過程について、次のような規定が出現する。

新たに開拓せる地分に係り、心を同じくして防守扞禦するに全藉すれば、並びに二年を以て一任と爲さんことを乞う。本路極邊の城寨官・巡檢の合に得べき酬奨を除きての外、毎員更に特轉一官を與し、内、將官は路分都監に升し、副將は正將に升し、如し元と正將の差遣に係れば、亦た正將の例に依る。知城・寨主は副將に升さん。『長編』卷四八六、紹聖四年四月甲辰の条

これは、涇原路第十一將の新設に際して、本来任期が三年であるのに対して、二年一任とし、昇進も特転を許すようにするなど優遇措置をとるよう述べているとともに、その昇進過程が明確に示されている。すなわち、知城・寨主——副將——正將——路分都監という官制上の序列があることが分かるのである。元符二年に建造された西安州・天都寨・臨羌寨ならびに新設の涇原路第十三將についても、同様の昇進過程が定められている。⁽²⁶⁾

また、大使臣以上の寄祿官を有する武臣を將官に任用するという規定は、北宋末期～南宋最初期まで適用されていたと思われる。『宋西北文書』に、「武翼郎權鄜延路第七副將孫千少」「一〇九一五二文書」や「忠翊郎知通慶城權第七副將潘通」「武功郎鄜延路第七副將張順」「一〇九一六四文書」、「副將郭武經」「一〇九一八二文書」、「第七正將潘大夫」「一〇九一八三文書」が見えるが、武翼郎・武功郎は従七品であり、武經は従七品の武經郎を指し、大夫は正七品の武翼・武義・武經・武略・武節・武顯・武徳・武功大夫のいずれかであろう。⁽²⁷⁾ 忠翊郎は正九品だが、「權」であるので本来の官品より上級の官職に就いていることが分かる。

以上によれば、哲宗親政期以降、将官は路分都監の下位に明確に位置付けられるとともに、知城・寨主——副将——正将——路分都監という昇進過程も定められた。これらの措置により、それまで路分都監と将官との間にあった官制上における序列の曖昧さは解消され、両者の間に明確な上下関係が生じたと言える。

(二) 将官の職掌

次に将官の職掌を確認しておく。将兵制の嚆矢である范仲淹の施策以来、「将」の編制には指揮官と兵士の間の緊密さを得ること、それによって訓練の徹底を図ることが目的とされている。将兵制施行後においても、将官が訓練の不備を理由に解任されたり、逆に訓練の成果が優秀であったことで再任・留任されたりしていることから、訓練の監督・徹底が将官の重要な職掌であったことは疑いない。さらに、前掲の『宋史』兵志の記事からは、将官が軍法に基づく人事を担っていたことや、管轄下にある堡寨を巡歴していたことが分かる。これらは平時における将官の職掌として指摘できよう。

また、当然ながら将官が実戦指揮官として、自ら軍馬を率いて出撃することもあった。例えば将官は、侵入してきた西夏軍を迎撃・撃退したり、逆に「出界」したりすることもあった。また、出撃に際しては、複数の「将」の軍馬を統制官（後述）や将官が率いる場合や、副将のみが出撃する場合などもあった。⁽²⁹⁾ 軍事行動における将官の権限については、『職源撮要』に「各おの正・副有り、軍中の行圖・陣隊・調發・賞罰は、皆な將副に關決す」とあるように、計略・隊列・配置・賞罰などの判断・決定がすべて将官に委ねられていたことが分かる。⁽³⁰⁾

これらから、将官が平時においては管轄範囲における軍政統轄者として、戦時においては実戦指揮官としての役

割を担っていたことが明らかであろう。渡邊氏によれば、范仲淹の施策においては管兵権と指揮権が一致していたものの、將兵制によって両者は明確に分かれていくとされるが〔渡邊一九九七、七五頁〕、むしろ両者は依然として一致していると考えられるのではないだろうか。さて、このような將官の姿は、都監や鈴轄など軍政官が有していたそれまでの職掌と重なっている。既述の通り、將官と都監・鈴轄は官制上の差異が明確になっているが、職掌の面ではどうなのだろうか。

従来、軍政官としての姿を持っていた都監・鈴轄は、將兵制以降はしだいにその職掌を將官に奪われ、実戦指揮官としての姿を喪失してしまったという〔渡邊一九九四、四六―五一頁／渡邊一九九七、九〇―九一頁〕。そして、將官より上位の存在として、路内の軍政を監察し、部隊の指揮権を持たない巡回官へと変貌したとされる。すなわち、將兵制以前に軍政官・軍事指揮官としての役割を果たしていた都監や鈴轄などは、將兵制成立当初には將官を兼任するなどしていたものの、その状況が解消されて將官との差異化が図られた結果、官制上における序列のみならず職掌も明確に分化したと考えられる。都監や鈴轄は、將官よりも上位の存在として、「將」の軍政を監督する立場となったのである。ただ、都監や鈴轄は、完全に実戦から姿を消したわけではない。

哲宗期以降、陝西地域の軍事行動において臨時に統制や統領などが任命される事例が頻見するようになる。本稿では統制官と総称しておくが、この統制官は複数の「將」の軍馬を束ねる事例も多いことから、將官よりも上位だと考えられている〔王曾瑜一九八三、一一一―一一三頁〕。また、統制官には將官が任命されることもあるが、副都総管や鈴轄・都監が任命されることが多い。これらのことから、統制官の役割とは仁宗期の鈴轄や副都部署のよう、複数の「將」の軍馬による軍事行動の際に無用な軋轢を防ぐために任命される指揮官と考えられる。

この臨時に任命される統制官の出現は、どのような意味があるのだろうか。その背景には、すでに見た将官と都監・鈴轄の区別や都監・鈴轄の変貌があると思われる。官制上における将官の位置付けが明確になったことで、将官は路分都監に昇進することになる。しかし路分都監はすでに実戦を指揮する職掌を失っている。すなわち将官が路分都監に昇進することは、実戦から離れるということを意味し、有能で功績を多く挙げるほど減年などによってそれが早まってしまうのである。常に軍事的緊張があり、有能な実戦指揮官が一人でも多く求められる陝西地域において、軍事的に見ればそのことは大きなマイナスであろう。統制官として路分都監や鈴轄に実戦指揮官の役割を与えることで、将官が昇進しても依然として実戦に出ることが可能となるのである。

以上を整理すれば、将官と都監・鈴轄は、将兵制成立当初にはその官制上の位置付けや職掌などが未分化であり、司馬光らはその点を問題視していたと考えられる。この問題の解消が図られた結果、将官は路分都監の下位に明確に位置付けられ、平時における軍政の統轄者、戦時における実戦指揮官としての姿を確立させたのである。その一方で、従来の軍政官であった都監や鈴轄は、将官の上位に位置する軍政監察官という姿に変貌しつつも、有事における統制官として実戦指揮官の姿も保持していたのである。

おわりに

本稿では、北宋の将兵制が官僚体制や地方統治体制の中で、どのように位置付けられるかについて、哲宗期に新設された「将」を手がかりとして「将」の性格や将官の職掌などに着目して検討してきた。

その結果、哲宗期には、「将」は複数の堡寨などの拠点を管轄下に置き、軍区的な管轄区域を有する軍政機関と

しての性格であったこと、官僚体系において将官は路分都監の下位に明確に位置付けられ、実戦指揮官と軍政統轄官という二つの役割を担っていたことを明らかにした。神宗期の将兵制成立当初において、陝西地域では臨戦体制を維持していたために「将」は軍団としての性格が強く、将官と都監・鈐轄などとの官制上の差異が曖昧であり、将兵制の地方統治体制における役割や制度的な位置付けは定まっていなかった。それが、哲宗期、とりわけ親政期に入ると、「将」は管轄区域内の軍政を統轄するための機関としての性格をもち、将官は「将」の軍政の統轄官と実戦指揮官という役割を担うようになった。こうして、地方統治体制の中に「将」——堡寨という軍政を担う関係が定着し、将兵制が地方統治体制や官僚制の中に組み込まれていったのである。

さらに、陝西地域において、将兵制は民政とも密接に関わっていたと言える。涇原路第十三将と知西安州のように、将官と知州・知軍の兼任がしばしば見られることは、その好例であろう。陝西地域では、堡寨が県と同格の行政機関としての役割を果たしており、近藤氏は州寨制という統治体制を指摘する「近藤二〇〇五、八頁」。しかし、本稿で述べてきたことから、陝西地域では「将」——堡寨という統属関係が厳然と存在していたことは明らかであり、陝西地域では州県制・州寨制に加え、将寨制とも言うべき体制があり、この三者が渾然となっていたと考えられるのである。北宋の軍事最前線地域である陝西地域の統治体制において、軍事と民政とは截然と分けられるものではなく、むしろ民政と軍政とが一体となっていたのが実態であろう。将兵制施行後の「将」と将官は、このような陝西地域の統治体制の一端を間違いなく担っていたのである。

注

- (1) 北宋の軍事政策における中央集権政策や強幹弱枝政策については、堀一九五三、一四一頁／王曾瑜一九八三、五五―五八頁／張德宗一九八三、二〇五―二〇六頁などを参照。
- (2) ただし、澶淵の盟以後も遼は北宋にとって脅威であり続け、その動向には常に注意を払っていた。遼側も軍事侵攻こそ行っていないものの、北宋が対西夏政策に腐心している状況に乗じて、増幣交渉や地界交渉などを持ちかけていた。
- (3) 経略安撫使や軍事路については羅文一九九二／李昌憲一九九九／渡邊一九九九などを参照。
- (4) 将兵制の概略や実施過程については、羅球慶一九五七、二四二―二四四頁／王曾瑜一九八三、九五―一〇二頁／張德宗一九八三、二〇八―二〇九頁／李昌憲一九九二／金成奎二〇〇〇、二三―三三四頁／與座二〇〇九a／與座二〇〇九b／與座二〇一〇／伊藤二〇一〇などを参照。
- (5) 范仲淹の編制した六将については、王曾瑜一九八三、九六頁／竺沙一九九五、一五六頁／渡邊一九九七、七四―七五頁／伊藤二〇一〇、四〇―四二頁などを参照。
- (6) 司馬光や蘇軾らの将兵制批判については、羅球慶一九五七／金成奎二〇〇〇などを参照。また、将兵制は王安石新法のひとつに数えられることも多いが「漆俠一九五九、二五一頁／小笠原一九五四、一三五頁」、王曾瑜氏は将兵制への王安石の関与は小さいとし「王曾瑜一九八三、九六頁」、與座良一氏によれば旧法党内においても将兵制への姿勢は一致しておらず、新法党と旧法党の間の争点にはならなかったという「與座二〇〇九a、六一―三三頁」。
- (7) 北宋末期―南宋最初期に陝西地域で将兵制が維持されていたことは、黒水城（カラホト）出土の「宋西北辺境軍政文書」（以下、「宋西北文書」）より確認できる。金による開封の陥落・占領のために中央政府との連絡が途絶した後も、陝西地域においては将兵制に基づく軍事体制が維持されていた「伊藤二〇一〇a」。
- (8) Hucker氏は「将」の指揮官である将官の英語訳として「Area General」という語を用い、[Hucker 1985, pp. 139, 208]、「将」の性格として区域を想定していると思われる。
- (9) 開辺策については、李蔚一九八九／李華瑞一九九八、九一―九六頁、一九三―一九六頁／曾瑞龍二〇〇六、一三八―一六四頁などを参照。

- (10) 『長編』卷五〇八、元符二年の条。
- (11) 涇原路第十一将については『長編』卷四八六、紹聖四年四月甲辰の条、涇原路第十二将については『長編』卷四九九、元符元年六月丙午の条を参照。
- (12) 『長編』卷五一六、元符二年閏九月戊寅の条。
- (13) 『長編』卷五一四、元符二年八月辛卯の条。
- (14) 「宋西北文書」の概略については、近藤二〇〇五／孫繼民二〇〇九／赤木二〇一二／伊藤二〇一二bなどを参照。
- (15) 「宋西北文書」の各文書には「叙録」や孫繼民二〇〇九が題名を付しているが、文書書式や発信者・受信者などを誤解している点もあるため、本稿では一〇九―一四文書のように通し番号を用いて表記する。
- (16) 写真図版は『俄藏黑水城』第六卷、一七七頁、録文は孫繼民二〇〇九、二五―二六頁／赤木二〇一二、六八頁を参照。なお、訳文も赤木二〇一二、六八頁に提示されている。
- (17) 宋代の申状式文書については、赤木二〇一二、六〇頁を参照。
- (18) 金湯城から発出されたものに、一〇九―一三、一〇九―七一、一〇九―七六、一〇九―二四＋七七、一〇九―四五＋一五＋四八＋九五＋八〇、一〇九―八三＋二七文書が、徳靖寨から発出されたものに、一〇九―九三、一〇九―一四文書があり、鄜延路第七副将から発出されたものに、一〇九―七五＋五二、一〇九―六四文書がある。「宋西北文書」の発信者の一覧は赤木二〇一二、七四―七五頁、表3に整理されており至便である。
- (19) なお、「宋西北文書」にも「将司」という語が見える〔一〇九―二一「文書」〕。しかし、「訳注稿」で指摘されるように、「宋西北文書」に見える「将司」は明らかに役職名であり、「将」に関係する官員もしくは吏員と理解すべきであろう〔「訳注稿」(三)、一八八頁〕。
- (20) 陝西地域の堡寨の多様性については江天健一九八三が詳しい。そのほか、李健超一九八三／史念海一九九一／程龍二〇〇四／大室二〇〇四なども参照。
- (21) 金成奎二〇〇〇、一七一―一七四頁。
- (22) 與座二〇〇九b、五八頁、注七〇には、将官と知州・知軍の兼任事例が紹介されている。

- (23) 『長編』 卷二五六、熙寧七年九月癸丑の条。
- (24) 『宋史』 卷一八八、兵志二、禁軍下。
- (25) 『宋史』 卷一六七、職官志七、路分都監。
- (26) 『長編』 卷五〇八、元符二年四月癸酉の条。
- (27) 武官の寄祿階は政和年間に改革され、従七品の諸司副使が〇〇郎に、正七品の諸司使が〇〇大夫に改称された〔梅原一九八五、二二〇—二二二頁〕。
- (28) 将官の人事評価において訓練が重視されていたことは、與座二〇〇九b、四六—四七頁参照。
- (29) 例えば、保安軍北部の順寧寨に西夏軍が侵攻した際には、副将の張守徳が迎撃・撃退し〔『長編』 卷四九八、元符元年五月辛亥の条〕、鈴轄の劉安や都監の張誠が複数の「将」を率いる統制官として出界している〔『長編』 卷五〇三、元符元年十月己卯の条〕。
- (30) 『職源撮要』 諸路将官の条。

略号

- 『俄藏黑水城』 〓 俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所・中国社会科学院民族研究所・上海古籍出版社（編）『俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所藏黑水城文獻』 第一—一八卷、上海古籍出版社、一九九七—二〇一一年+。
- 『叙録』 〓 孟列夫・蔣維松・白濱「叙録 宋西北辺境軍政文書」『俄藏黑水城』 第六卷、四九—五九頁。
- 『訳注稿』 (一) 〓 (二) 〓 早稲田大学宋代史ゼミナル「俄藏黑水城文獻」宋西北辺境軍政文書裁判案件訳注稿 (一) (二) (三) 〓 『史滴』 二五、二〇〇三年、七八—九九頁／『史滴』 二六、二〇〇四年、七三—一二二頁／『史滴』 二七、二〇〇五年、一八四—二二三頁。

文献目録

和文・中文（著者名五十音順）

- 赤木崇敏 二〇一二 「宋代『檢文書』攷——「宋西北辺境軍政文書」の性格——」『大阪大学大学院文学研究科紀要』五一、三三—八九頁。
- 伊藤一馬 二〇一一 「北宋における將兵制成立と陝西地域——對外情勢をめぐって——」『史学雑誌』一二〇—六、三九—六一頁。
- 伊藤一馬 二〇一二 a 「南宋成立期の中央政府と陝西地域——「宋西北辺境軍政文書」所見の敕書をめぐって——」『東方学』一二三、五四—六九頁。
- 伊藤一馬 二〇一二 b 「黑水城出土「宋西北辺境軍政文書」——概要と研究狀況——」『内陸アジア言語の研究』二七、一六一—一八〇頁。
- 梅原 郁 一九八五 『宋代官僚制度研究』同朋舎。
- 榎 一雄 一九九二 「王韶の熙河経略に就いて」『榎一雄著作集 第七集』汲古書院、二九三—三六〇頁。（初出：『蒙古学報』一、一九四〇年）
- 王 曾瑜 一九八三 『宋朝兵制初探』中華書局。
- 大室智人 二〇〇六 「北宋時代における西北辺の防御拠点について」『中央大学アジア史研究』三〇、三九—六七頁。
- 小笠原正治 一九五四 「宋代弓箭手の研究」『東洋史学論集』二、一七七—三二八頁。
- 金 毓黻 一九九一 『宋遼金史』台湾商務印書館。（初版：一九四六年）
- 金 成奎 二〇〇〇 『宋代の西北問題と異民族政策』汲古書院。
- 小岩井弘光 一九八二 「北宋の使臣について」『集刊東洋学』四八、三四—五三頁。
- 江 天健 一九八六 「北宋陝西路沿辺堡寨」『食貨月刊』一五—七／八、一〇四—一一七頁。
- 近藤一成 二〇〇五 「黑水城出土宋代軍政文書の研究」平成一五年—一六年度科学研究費補助金基盤（C）（2）研究成果報告書、早稲田大学。
- 史 念海 一九九一 「陝西北部の地理特点和在歴史上的軍事価値」史念海『河山集 第四集』陝西師範大学出版社、七五—一四四頁。（初出：『文史集林』二、一九八七年）

- 漆 俠 一九五九 『王安石变法』 上海人民出版社。
- 曾 瑞龍 二〇〇六 『拓边西北——北宋中後期对夏戰爭研究』 中華書局（香港）有限公司。
- 孫 繼民 二〇〇九 『俄藏黑水城所出《宋西北边境軍政文書》整理与研究』 中華書局。
- 竺沙雅章 一九九五 『范仲淹』 白帝社。
- 張 德宗 一九八三 『北宋的禁兵制度』 中州書画社（編）『宋史論集』 中州書画社、二〇二二—二一五頁。
- 程 龍 二〇〇四 『論北宋西北堡寨的軍事效能』 『中國史研究』 二〇〇四—一、八九—一〇七頁。
- 友永 植 一九八八 『北宋三班使臣考』 『別府大學短期大學部紀要』 七、二二—四四頁。
- 堀 敏一 一九五三 『五代宋初における禁軍の發展』 『東洋文化研究所紀要』 四、八三—一五一頁。
- 與座良一 二〇〇九 a 『熙豐年間の軍制改革——保甲法と將兵法を中心として——』 『鷹陵史學』 三五、一一—二二頁。
- 與座良一 二〇〇九 b 『北宋の將兵法について』 『東洋學報』 九一—三、三三—六九頁。
- 與座良一 二〇一〇 『北宋期、陝西における將兵法について』 『鷹陵史學』 三六、二三—四五頁。
- 吉田清治 一九四一 『北宋全盛期の歴史』 弘文堂書房。
- 羅 球慶 一九五七 『北宋兵制研究』 『新亞學報』 三一—一、一六九—二七〇頁。
- 羅 文 一九九二 『北宋安撫使制度的淵源』 鄧広銘・漆俠（主編）『國際宋史研討會論文選集』 河北大學出版社、三八二—四〇三頁。
- 李 蔚 一九八八 『宋夏横山之爭論述』 『西夏史研究』 寧夏人民出版社、一六五—一八〇頁。
- 李 華瑞 一九九八 『宋夏關係史』 河北人民出版社。
- 李 健超 一九八三 『北宋西北堡寨』 『西北歷史資料』 一九八三—三、八二—八六頁。
- 李 昌憲 一九九二 『宋代將兵駐地考述』 『大陸雜誌』 八五—五、九—一八頁。
- 李 昌憲 一九九九 『宋代安撫使制度（上）（中）（下）』 『文史』 一九九九—二、一〇七—一二二頁／『文史』 一九九九—三、五七—六七頁／『文史』 一九九九—四、一五五—一六八頁。
- 渡邊 久 一九九四 『北宋時代の都監』 『東洋史苑』 四四、二八—六二頁。

- 渡邊 久 一九九七 「北宋の鈴轄——宋代軍政官の一齣——」『龍谷史壇』一〇七、六九—一〇一頁。
 渡邊 久 一九九九 「北宋の経略安撫使」『東洋史研究』五七—四、六九—一〇三頁。

欧文

- Charles O. Hucker
 一九八五 *A Dictionary of Official Titles in Imperial China*, Stanford University Press.

(大学院博士後期課程学生)

SUMMARY

The Military Regimental System (*jiangbing* 将兵制) and the Government System in Shaanxi (陝西) Region in the Northern Song Dynasty

Kazuma Ito

The aim of the present article is to examine the government system in Shaanxi region in the latter of the Northern Song Dynasty with the character of *jiang* (将) which were formed during the reign of Emperor Shenzong (神宗) and the rating or the role of the director of *jiang* (*jiangguan* 将官) in the bureaucratic system.

First, I focused on *jiang* newly-formed during the reign of Emperor Zhezong (哲宗), and I pointed out that *jiang* played the role of the military institution which had territory and administered several forts (*baozhai* 堡寨) and the forces or personnel deployed there. In other words, *jiang* had character of the military area.

Secondly, I considered the rating or the role of *jiangguan* in the bureaucratic system. As a result, I proved that *jiangguan* was ranked under the Director-in-chief (*lufen dujian* 路分都監) and that *jiangguan* played two roles, that is, the commander and the supervisor.

In conclusion, *jiangbing* system in the government system of Shaanxi region not only played the role of the supervisor of military administration but also beared regional administration closely relating with civil administration.